

△論  
説▽

## 国際取引における信用状の役割

岡野 祐子

- 一 はじめに
- 二 国際取引の決済において当事者のかかえる問題
- 三 国際取引における決済方法——銀行の関与のレベル別による分類
  - 1 第一のレベル「送金方式と取立方式」
  - 2 第二のレベル「荷為替手形による取立」および荷為替手形の第一の機能
  - 3 第三のレベル「荷為替手形の買取」および荷為替手形の第二の機能
- 四 第四のレベル「信用状付き荷為替手形の買取」
  - 1 信用状の機能
    - (1) 信用状の第一の機能——取引相手の義務履行の要求
    - (2) 引受予約
    - (3) 停止条件付引受予約
    - (4) 取引相手の確実な義務履行の保証
  - (2) 信用状の第二の機能——手形の流通性促進
  - (1) 書類取引の原則と独立抽象性の原則

(2) 手形の流通性促進

(3) 対立する機能

2 書類ベースの取引への質的な変化

(1) 荷為替手形の第三の機能

(2) 荷為替手形の第三の機能と第二の機能

(3) 人的信用優先——信用状のクリーン化

3 支払条件付手形

五 国際取引における信用状の役割

六 おわりに

一 はじめに

国際取引の決済方法にはいくつかの形態があり、荷為替信用状（以下信用状<sup>(1)</sup>）もそのひとつである。決済に信用状を用いるかどうかは、主として当事者、つまり売主と買主との契約により決められる。つまり当事者がどの方法により決済を行うかを選ぶわけである。ではなぜ当事者は信用状取引を選ぶのか。信用状のいかなる機能がこれに因應なのか。言い換えれば、当事者はどのような問題を信用状により解決しようとしているのか。そして信用状の機能は果たして当事者の期待に込えうるものになっているのか。本稿では、こういった当事者の観点から信用状の機能について考察したい。そこでまず、当事者が、国際取引の決済にあたって、どのような問題をかかえるのかをみていくことからはじめたい。

## 二 国際取引の決済において当事者のかかえる問題

国際取引は、通常、遠隔地の相手との間で行われるため、当事者つまり売主および買主は、決済において次のようないくつかの障害に直面する。まず一つは、契約によっては決済通貨が必ずしも自国通貨になるとは限らないことである。その場合、代金を支払う買主にとってはむろんのこと、受け取る売主にとっても、自国の通貨との交換の必要性がでてくる。二番目はいかにして安全に遠隔地へ代金を支払うか、あるいは遠隔地から代金を受け取るかという問題がある。三番目としては、支払時期の問題が挙げられる。遠隔地からの商品の運送には、特に船便の場合、かなりの日数を要する。つまり商品が売主の手を離れてから買主の手元に届くまでには、かなりのタイムラグが生じ、この間のどの時点で代金の支払がなされるかによって、売主・買主両者の資金負担にずいぶん差がでることになる。そのためこの点において両者の利害が大きく相反することになる。そして四番目には、遠隔地にいる取引相手の信用状況が確実に把握しにくい場合が多いことが挙げられる。国際取引においては、さらにこれに取引相手の国の状況、いわゆるカントリーリスクも不安要因として加わる。そのため売主および買主は、取引相手が確実に義務履行してくれること、つまり売主としては買主がきちんと代金の支払をすること、そして買主としては売主がきちんと注文通りの商品を送ってくることを保証を得たい、あるいは、そのことを確認した上で自らの義務を履行したいという要求がある。以上まとめれば、国際取引の決済においては、売主および買主は、①通貨の交換、②遠隔地への安全な資金移動、③支払時期、④取引相手の確実な義務履行の保証、の四つの問題に直面することになるといえる。売主および買主は、これらの問題を解決する手段として、銀行を仲介とする決済を行おうとする。

ただし、全ての国際取引において、これらの問題が常に生じるわけではない。例えば取引相手が外国に所在する自

社の子会社や本支店である場合には、③や④の問題は生じず、銀行の手を借りる必要性が減ることが多いであろう。つまり、売主および買主が、決済に際してかかえる問題は、当然ながら多様である。他方において、銀行の行う外国為替の方法にはいくつかの種類があり、その種類によって銀行の関与する度合いも異なる。従って、売主および買主は自らの行う取引のかかえる問題にに応じて、決済の手段も選ぶことになる。そして信用状も、この売主、買主によって選ばれる決済手段の、いくつかある選択肢の一つとして存在するわけである。これらの決済手段の形態についてはこれまで多くのテキストにより解説がなされてきたが、本稿においては、外国為替の種類を銀行の関与のレベルによって分類し、その各方法において銀行がどのように関与し、右の問題がどのように解決されていくかを見ていきたい。これは当事者の立場からいえば、売主および買主は、銀行の関与のどのレベルまでを求めるのか、またそのように選ばれた決済手段は、両当事者にどのようなメリットを、時にはデメリットを、もたらすのかということでもある。そのうえで、その分類の中で信用状の位置づけおよび機能を考えたい。

### 三 国際取引における代金決済の方式——銀行の関与のレベル別による分類

決済手段における銀行の関与の仕方は様々であるが、これは単に多様化しているのではなく、重層的になっているととらえると、理解しやすいと思われる。つまり、銀行の関与の度合いの低い決済手段の上に、順次新たな関与が重なっていったって、関与の度合いを厚くしていくという形になると考えられる。そして、それぞれの関与は、何らかの意味で当事者のニーズに応えるものであるはずである。したがって順当に考えれば、当事者の側からみた場合、自分のかかえる問題をより多く解決するために、銀行のより多くの関与を求めるといふ図式になっていると思われる。そこでこの観点から、現在行われている決済の方法を今一度見直してみたい。<sup>(2)</sup>

1 第一のレベル「送金方式と取立方式」

外国為替の手段による代金決済の方法としては、債務者（買主）の側からアクションを起こして代金を送る送金方式（credit transfer）と、これとは逆に、債権者（売主）の側からアクションを起こし、代金を取り立てる取立方式（debit transfer）とがある。

送金方式は次の手順で行われる。

（1）買主（債務者、送金依頼人）が外国為替銀行に送金を依頼する。支払が買主の自国通貨以外の通貨でなされ、かつ買主が外貨の持ち合わせのない場合には、この段階で当該外為銀行に自国通貨と外貨との交換も依頼する。

（2）依頼を受けた銀行（仕向銀行と呼ばれる）が、売主（債権者、受取人）の所在する地の銀行（被仕向銀行と呼ばれる）に対し、受取人への支払指図を行う。

（3）被仕向銀行が、支払指図に従い、売主への支払を行う。支払が売主の自国通貨以外の通貨によってなされ、売主が希望するときには、この時点において、売主の自国通貨への交換がなされる。

次に取立方式であるが、この方式には後述するようにいくつかの種類がある。それらのうち、取立手形のみを用いる取立方式は、次のような手順で行われる。

（1）売主（債権者、受取人）が、買主（債務者）を支払人とする取立指図方式の外国為替手形を振り出し、外為銀行に取立を依頼する。

（2）依頼を受けた銀行（仕向銀行と呼ばれる）は、買主の所在する地の銀行（取立銀行と呼ばれる）へ手形を送付し、取立を依頼する。

（3）取立銀行は買主に手形を呈示し、資金を取り立てる。支払が買主の自国通貨以外の通貨でなされ、かつ買主が

当該外貨の持ち合わせのない場合には、この段階で、外貨との交換がなされる。

(4) 取立銀行から仕向銀行へ取立代り金を送付する。

(5) 仕向銀行から売主へ取り立て代り金を支払う。支払が売主の自国通貨以外の通貨によってなされ、売主が希望する場合には、この時点において売主の自国通貨への交換がなされる。

このいずれの方法をとるにせよ、国際取引の決済にともなう四つの問題点のうち、①の通貨の交換と、②の遠隔地への資金の安全な移動の問題は解決することになる。つまり、①については、売主、買主のそれぞれの所在地の銀行が外貨交換を行ってくれることにより解決する。また、②については、資金の移動は、銀行間での補償 (Reimburse ment)——具体的には、銀行が自行名義で有している口座への入金ないし口座からの引き落としという作業によってなされ、安全性は確保される。ただし、この決済のもととなる、売主と買主の取引そのもの、つまり基本取引との関わりからみた場合、これらの方法においては、銀行は単に資金移動においてのみ関与するだけであり、これらの送金および取立は、そのもとなる取引における商品の受け渡しとは別個になされる。したがって、先の③および④の問題については、これらの方法によってなされる代金支払の時期によって、売主ないし買主のいずれかがリスクを負うことになり、解決には至らない。そこで、さらにこれらの問題の解決をも望む売主および買主は、さらなる銀行の関与の加わった、別の決済手段をとろうとする。現在行われている、これ以降の段階の決済方法においては、取立方式をベースにした上で、銀行の関与が順次加わっていくという形がとられている。ここでは、①②の問題は取立形式を用いて解決するという方法をとった上で、さらに③④の問題の解決をはかるといふ形になっている。その解決方法として用いられるのが、荷為替手形である。

## 2 第二のレベル「荷為替手形による取立」および荷為替手形の第一の機能

売主は、売買の目的物を買主に交付するために、それを運送に託すが、その際に運送会社から受領した運送証券（船荷証券または貨物引換証）を、買主に送付しなければならない。なぜならば、運送証券、特に船荷証券は、運送人に対する運送品の引渡請求権を表章した引渡証券（受戻証券）であり、この船荷証券と引換でなければ運送品が引き渡されないため、船荷証券がなければ買主は商品が受け取れないからである。この運送証券の他にも、輸入通関手続に使用される商業送り状や、保険証券（CIF取引の場合）など、買主の必要とする書類があり、売主は商品の船積後、これらの書類もやはり何らかの形で買主に送付しなければならない。運送証券をはじめとするこれら一連の書類は、まとめて船積書類（shipping documents）と呼ばれる。

ところで取立方式においては、手形が、買主に呈示されるために、やはり売主から買主へと送付（——実際は銀行を經由した形での郵送）される必要があるが、これは、右の船積書類と同じ流れになる。そのため売主は、船積書類を別便で買主に送付するかわりに、取立手形を銀行に持ち込む際に、その手形にこの船積書類を添付して交付する事が実務上可能となる。この場合、船積書類は取立手形と共に、銀行を經由して、取立銀行の手から買主へと引き渡されることになる。このように手形に船積書類が添付されたものが、荷為替手形である。荷為替手形による取立は、手順としては、手形と共に船積書類を買主に呈示すること以外は、取立手形のみによる取立の場合とほとんど変わりはない。そのためか、これまでは、荷為替手形の機能については、後述する手形の買取の場面においての役割が、より重点的に説明されてきたように思われる。<sup>(3)</sup> またさらには、わが国においては、大陸法系の諸国と同様に、荷為替手形という語を買取荷為替手形のみに限って用いるとの指摘もあつたりする。<sup>(4)</sup> しかし、取立荷為替手形は、決済手段の選択肢のひとつとして実際に利用されているという事実がある。<sup>(5)</sup> それは、取立荷為替手形、つまり荷為替手形を用いた

取立の方法が、売主および買主にもたらすメリットがあるからに他ならないはずである。また呼称についていえば、実務では取立荷為替手形と買取荷為替手形は共に荷為替手形と呼ばれている。そこで、決済手段のひとつとして取立荷為替手形を区別する意義を、ここで確認してみたい。いったい当事者はどんな問題をかかえ、取立荷為替手形のような点が、いかなるメリットを当事者にもたらすのか。また、この方法において、銀行はどのような関与をしているのか。

運送証券は、前述したように、売買の目的物についての権利を化体する重要なものである。このような運送証券の引渡証券としての性格から、証券上の有資格者に証券を引き渡せば、運送証券上に記載された物品自体が買主に引き渡されると同一の効力を生じさせることになる。そのため、これを添付した荷為替手形が担保機能を有することに、後述するように、この機能を利用して荷為替手形の買取が頻繁に行われていることは事実である。しかし他方で、運送証券のもつこの性格ゆえに、運送証券を含む船積書類の買主への引渡が、事実上、買主への商品の引渡となることもまた事実である。そこでこの船積書類の買主への引渡が、買主による代金支払との関係で、どの時点で行われるかということが、売主および買主にとって大きな問題となる。つまり、先に述べた④の取引相手の確実な義務履行の保証の問題として、このことがでてくるわけである。しかもこれは、決済手段の如何を問わず（したがって荷為替手形の買取がなされるか否かを当然問わず）、当事者が直面する問題である。そしてこの問題は、結論からいえば、売主が取立手形に船積書類を添付して銀行に託し、その際に書類の引渡条件を付することによって、ある程度解決がなされることになる。つまり、取立荷為替手形は、以下に説明するように、この問題を解決する手段として機能しているわけである。

売主が、買主との間の契約により、荷為替手形に D/P (documents against payment) すなわち買主による手



形の支払と引換に船積書類を引き渡す支払渡条件、あるいは D/A (documents against acceptance) すなわち買主による手形の引受と引換に船積書類を引き渡す引受渡条件の、いずれかの引渡条件を付して、銀行にこの荷為替手形を託すと、取立銀行は、売主の付したこれらの条件に従って書類を買主に引き渡すことが義務づけられる。<sup>(6)</sup> つまり、銀行は売主の履行補助者の役目を担うことになるわけである。また、これらの条件は、手形の支払ないし引受と船積書類の引渡とを、同時履行の関係におくことを意味する。<sup>(6)</sup> つまり言い替えれば、荷為替手形は、D/P ないし D/A の条件を付されることによって、買主による手形の支払ないし引受と、売主の履行補助者たる銀行による船積書類引渡とを、同時履行の関係におくという機能を持つことになるわけである。これが荷為替手形の第一の機能である。そしてこの機能によって、先に述べた問題は、かなりの程度解決されることになる。具体的にいえば、この機能は、次のようなメリットをそれぞれの当事者に与える。

(1) 買主は、代金の支払が少なくとも取立銀行による手形呈示の時点以後に延期でき、また、確かに商品が船積みされたことを運送証券により確認できる。さらに、売主に契約違反がある場合には、手形の支払ないし引受の拒絶の余地も残されている。

(2) 売主は、買主が運送証券を確認することによって、よりスムーズな手形の支払ないし引受が期待できる。また、買主による手形の支払ないし引受が拒絶される場合には、運送証券が買主に交付されないため、売主は、商品を他に転売する等の処分をする事が可能である。

つまり、荷為替手形の第一の機能は、第一のレベルの決済手段では解決できなかった③と④の問題のうち、④の取引相手の確実な義務履行の保証について、これを保証するというレベルには至らないまでも、少なくとも、売主・買主双方が相手の義務不履行の場合に負担するリスクを軽減するという形での解決をはかる役割を果たすわけである。

ただしここで注意すべきは、荷為替手形を組み引渡条件を付するということ、つまり荷為替手形に第一の機能をもたせるということは、必ずしも荷為替手形の買取とはリンクしないということである。荷為替手形の買取を可能にさせる荷為替手形の担保機能も、この荷為替手形の第一の機能も、共に、荷為替手形に添付された運送証券の引渡証券としての性格から生じるものである。しかしこの二つの機能はその働く局面が異なり、それぞれ独自に存在するものである。言い換えれば、荷為替手形の第一の機能は荷為替手形の買取とは関係なく、独自に存在し得るということである。そして荷為替手形の第一の機能が当事者に与えるメリットについては、右に挙げたメリットは、船積書類を別送する第一のレベルによる決済手段、つまり荷為替手形の第一の機能の働かない場合においては、当事者が得られないものである。他方でこれは、第三のレベルの決済手段、つまり荷為替手形の買取という手段をとらずとも、荷為替手形の第一の機能のみで、独自に得られるメリットである。したがって、第二のレベルの決済手段としての取立荷為替手形の意義は、以上のことよって十分認められよう。

ただしこの方法は、③の支払時期の問題の解決をするものではなく、この点についての売主と買主の負担を比較すると、時間的余裕が得られる買主に比べ、商品船積後から手形決済日までの期間の資金負担を担う売主の側に負担が大きい。そこで、より早い段階での資金の回収を売主が望む場合は、さらに別の決済手段を求めることになる。これが、銀行による荷為替手形の買取 (negotiation) であり、銀行がさらに関与する形態となる。

### 3 第三のレベル「荷為替手形の買取」および荷為替手形の第二の機能

買取 (negotiation) は、売主が、手形満期日以前に手形を銀行に裏書譲渡して換価するもので、銀行が、支払期日までの利息を割り引くことなども含め、手形の割引 (discount) と形態は同じである。そのためか、実務上は荷

為替手形に対しては買取の呼称が用いられているものの、テキスト等ではこれを単に呼び方の違いにとらえる傾向もないではない。<sup>(9)</sup>しかし、以下の理由により、買取と割引はあくまでも区別して考えるのが適切と思われる。まず、国内取引における手形の割引は、約束手形ないし引受済の為替手形に対してなされるのが常であり、支払が比較的確定である。<sup>(10)</sup>これに対し買取は、売主が自分の振り出した取立手形をそのまま銀行に持ち込むわけであるから、買主による手形の引受がなされる以前に行われることになる。<sup>(11)</sup>したがって買取においては、買主が手形債務に拘束されていないため、買主による不払いのリスクは、割引に比べずっと大きい。これが買取の重要なポイントであり、割引とは異なる点である。そしてこのリスクをいかに回避ないしは軽減するかという問題が、第三のレベル以降の決済手段における銀行の関与のあり方に大きく影響を与えているわけである。

荷為替手形の買取は次の手順で行われる。

(1) 売主が外為銀行（買取銀行と呼ばれる。仕向銀行を兼ねる）に取立式為替手形ならびに運送証券を交付し、銀行に買い取ってもらう。

(2) 買取銀行は取立銀行に手形ならびに運送証券を送付し、取立を依頼する。

(3) 取立銀行は買主に手形を呈示し、手形の引受ないし支払を受けた後、運送証券を交付する。

(4) 取立銀行は買取銀行に取立代り金を支払う。

右の説明からもわかる通り、銀行が買い取った後の手順は、第二のレベルの決済手段である取立荷為替手形の場合とほぼ同じであり、違いは、資金回収までの負担を、売主ではなく買取銀行が担う点にある。つまり荷為替手形の買取は、取立荷為替手形のベースの上に、仕向銀行が、新たに、手形を「買い取る」という形の関与を加えるものである。そして、この買取によって銀行は、荷為替手形買取日から手形決済日までの期間、売主の資金負担を肩代わりす

るわけである。これは、売主に対する銀行の与信行為であり、実質的には銀行による売主への金融の一形態である。<sup>(12)</sup> 買取による方法はこのように、取立荷為替手形による方法において、荷為替手形の第一の機能によってもたらされたメリットは失うことなく、しかもその方法では解決できなかった、③の支払時期の問題における売主の負担について、買取銀行が介在する形で解決しようとするシステムとなっている。

ところで、このシステムが成立するためには、当然ながら銀行による「買取」がなされなければならない。しかし、この「買取」という形の関与を行うにあたっては、銀行はいくつかの問題をかかえる。まず、買取が売主への金融を意味することから、買主による手形不払いの場合には、買取銀行は、売主に償還請求はできるものの、売主と同様にそのリスクを負担する形となり、買取銀行の負担するリスクは、第二のレベルの決済手段において仕向け銀行として単に取立業務を行う場合と比べて、格段に大きくなる。つまり買取銀行は、取引の当事者と同様に、基本取引についての利害関係を有することになり、取引の「第三の当事者」として相手の確実な義務履行の保証を求めることになる。ところが前述したように、買取は、買主による手形引受以前になされるため、手形不払いのリスクは国内取引における割引とは比較できないほど大きいという事情がある。買取銀行の直面するこの問題の解決をはかり、荷為替手形の買取というシステムの成立を助けるのが、荷為替手形の第二の機能である担保機能である。前述したように、運送証券が引渡証券であることから、これが証券上の有資格者に引き渡されることによって、証券上に記載された物品自体が引き渡されるのと同じ効力が生じる。従って、売主がこれらの運送証券に裏書きしたものを手形に添付し、買取銀行に交付すれば、銀行は運送証券を、売主に対する償還請求権の担保とすることができるわけである。これが荷為替手形の担保機能である。この機能は、買取銀行に対し、手形不払いのリスクを軽減する役割を果たす。そこで銀行は、買主による引受のなされていない手形を買い取ることが可能になる。その結果、売主および買主の代金支払時期

の問題が解決されることになる。もつとも、荷為替手形に添付されている運送証券による担保は必ずしも完全なものではない。なぜならば、運送証券を換価したとしても、商品相場の変動等により、満足な資金の回収ができない場合があるからである。つまり、荷為替手形の第二の機能によつても、買取銀行の負担するリスクがさほど軽減されない場合があり得るわけである。そのため買取銀行は、荷為替手形の第二の機能をサポートする何らかの補助手段を求める。これは時には、売主にさらに人的担保としての保証人をたてさせたり、物的担保として保証金を差し入れさせたりする方法がとられるが、多くは、政府を保険者、外国為替公認銀行（買取銀行）を被保険者とする輸出手形保険制度にさらなる保証を求めつつ、荷為替手形の担保機能との二本立ての保証のもとに、買取がなされている。<sup>(14)</sup>つまり、荷為替手形の第二の機能である担保機能の役割は、買取銀行のリスクを軽減し、輸出手形保険制度のサポートのもとに、買取銀行に買取を可能にさせて、荷為替手形の買取のシステムを成立させ、売主および買主の支払時期の問題を解決するということになる。

以上をまとめれば、荷為替手形の買取による方法は、荷為替手形の第一の機能がもたらす、相手方の義務不履行の際のリスクの軽減という利点の上に、さらに、手形債権担保という荷為替手形の第二の機能（および輸出手形保険制度のサポート）がもたらす、支払時期についての売主および買主の両当事者の相反する利害を調整するという利点加わることによつて、國際取引の決済において残された二つの問題、つまり③支払時期と、④取引相手の確実な履行の保証の問題を克服・緩和したシステムになっているといえよう。

荷為替手形の買取による方法が、具体的に当事者に与えるメリットとしては、前述した取立による方法のメリット、つまり荷為替手形の第一の機能が生み出すメリット（1）、（2）に加えて、第二の機能から生じる次のメリットがさらに挙げられよう。

(3) 売主は、商品を運送人に引き渡した後、ただちに銀行で手形を買い取ってもらうことにより、より早い段階で代金回収が可能になる。買主が手形の支払ないし引受を拒絶した場合には銀行から償還請求されるが、償還に應じれば船積書類が手元に戻るため、売主の負うリスクは取立の場合と結局は同じものとなる。

以上述べたように、荷為替手形の買取による決済方法によって、残された問題のうち、③の支払時期の問題は解決される。つまり売主および買主は、銀行の関与を第三のレベルまで利用すれば、輸出手形保険制度のサポートという条件がつくものの、先にあげた四つの問題のうち、①②③の解決が得られ、④についてもリスクの軽減は確保できる。この第三のレベルの決済手段は、当事者のニーズにかなり応えたものになっていると考えられる。では、さらに信用状発行銀行の関与を得て、第四のレベルの決済手段として信用状が利用されるのはなぜか。いかなる問題の解決が信用状に託されているのか。

第三のレベルの決済手段においてなお残された問題は、④の相手の確実な義務履行については、これが保証されたわけではなく、売主および買主は荷為替手形の第一の機能によって、そして第三の当事者の買取銀行は荷為替手形の第二の機能によって、相手の義務不履行の際に負担するリスクが軽減されたにとどまるという点である。そしてとくに買取銀行については、荷為替手形の第二の機能によるリスクの軽減のみでは、買取を可能にするには不十分なため、売主および買主のかかえる③の支払時期の問題を解決するためにも、リスク回避のための何らかの補助手段が必要となるという点である。第三のレベルにおいては、この補助手段として輸出手形保険制度が利用されているが、信用状は、これに代わるオプションとして位置づけられる。では信用状は、いかなる形でこの「補助」として機能するのか。そして信用状を用いることによって第三のレベルとはどのような点が異なり、いかなるメリットを当事者にもたらすことになるのか。

#### 四 第四のレベル「信用状付き荷為替手形の買取」

##### 1 信用状の機能<sup>(15)</sup>

(1) 信用状の第一の機能——取引相手の義務履行の要求

##### (1) 引受予約

荷為替信用状 (documentary letter of credit; L/C) は、買主の取引銀行が一定の要件を備えた荷為替手形に對しては、自ら支払うことを約束し、またはその銀行が支払いについて責任を負うことを約束する旨を書面に示したもので、買主の依頼により発行される。信用状発行の手順は次のようになる。

(1) 買主が取引銀行 (信用状発行銀行と呼ばれる) に信用状発行を依頼する。

(2) 発行銀行が信用状を発行し、売主の所在する地の銀行 (通知銀行と呼ばれる) へ信用状を送付する。

(3) 通知銀行より売主へ信用状が手渡される。

(4) 売主が信用状、ならびに信用状条件に合致した荷為替手形を買取銀行に持ち込み、買取を依頼する。

(5) 買取銀行は荷為替手形に添付された船積書類が信用状条件を満たしていることを確認の上、荷為替手形を買い取る。

(6) 買取銀行は荷為替手形を発行銀行に送付する。

(7) 発行銀行は荷為替手形が信用状条件に合致していることを点検の上 (合致していない場合は買取銀行に荷為替手形を返却する)、買主へ、手形の支払・引受と引換に船積書類を引き渡す。

(8) 発行銀行は買主から取り立てた代金を買取銀行に送付する。

右の手順からもわかるとおり、荷為替信用状を用いた国際取引の決済においては、荷為替の買取による方法の手順の前段階として、信用状発行がなされている。つまり信用状による決済は、第三のレベルの荷為替手形の買取のベイスの上に、さらに信用状発行銀行が新たに関与したものである。なおこの場合、発行銀行が取立銀行を兼ねることになる。先に述べたとおり、買取銀行にとって荷為替手形買取のリスクが大きいのは、買取が買主による手形の引受以前になされるためである。したがってこのリスクを回避するためには、買取銀行が買取をする時点で、手形の引受に相当するものが確認できればよいことになる。信用状は、この手形の引受にあたる行為を、発行銀行が買主に代わっておこなったものにとらえれば理解しやすい。ただし手順としては、信用状発行は売主の手形振出に先立って行われるため、信用状は、発行銀行による手形の引受予約の性格を有するものであるというのがよいと考える。信用状のこの性格のため、信用状を添えられた取立手形は、発行銀行の引受済みの手形と同じ意味を持ち、買主サイドの確実な義務履行を保証するものとなる。そのため、買取銀行は安心して手形の買取に應じることが可能になる。また、売主にとっても代金支払が保証されることは、もちろんメリットとなる。つまりここでは発想としては、「荷為替信用状」というよりは、「信用状付き荷為替手形」と考える方が理解しやすいと思われる。

このように信用状は、第三のレベルの決済手段である、荷為替手形の買取による方法では解決し得なかった、④の問題、つまり取引相手の義務履行の保証の問題について、売主サイド、つまり売主および買取銀行に関しては、解決をはかったことになる。なお、この決済手段に新たに関与した発行銀行は、あらかじめ手形の引受予約をすることから、売主および買主、さらに買取銀行と同様に、基本取引の帰趨に利害関係を有することになる。つまり、取引の「第四の当事者」となるわけである。



## (2) 停止条件付引受予約

売主サイドの右の状況に対し、買主サイド、つまり買主および発行銀行とすれば、信用状の発行そのものによって売主の義務履行はならぬ保証されるものではない。むしろ引受予約をすることによって、買主サイドは、信用状なしの決済において、引受以前に手形が提示される場合よりも、支払義務の履行を強いられることになる。そこで買主サイドは、売主に契約違反があった場合に備えて、手形の引受ないし支払の拒絶の余地を、信用状なしの決済の場合、特に第二、第三のレベルの決済手段の場合と同程度に確保しようとする。その結果、信用状には、売主の確実な義務履行を確認するための条件が付され、これらの条件が満たされた場合においてのみ、発行銀行は手形の引受ないし支払を保証すると記されることになる。つまり、引受予約には停止条件が付けられるわけである。<sup>(16)</sup>

## (3) 取引相手の義務履行の保証

停止条件付引受予約という信用状の性格は、取引相手の確実な義務履行の保証を求める当事者の要求に応える働きをするものである。厳密にいえば、信用状のこの性格が、売主、買主それぞれが相手に義務履行を要求するという機能を信用状に与え、そしてこの機能は、④の取引相手の確実な義務履行の保証を求める当事者の要求に応える働きをするということになる。これが信用状の第一の機能である。ところでこの取引相手の義務履行の保証という問題の解決は、第二、第三のレベルの決済手段においては、先に述べたように、荷為替手形の第一の機能の働きによってある程度果たされている。そのためここでは、この問題は、売主の履行補助者としての取立銀行から買主へ船積書類が引き渡される場面において問われている。これに対し信用状による決済においては、代わって信用状の第一の機能がこの役目を果たすことから、この問題が問われるのは、もっぱら信用状の場面へと移ることになる。そしてここでは、

買主サイドの発行銀行が引受をするか否かという形でこの問題が問われ、発行銀行から買主への船積書類の引渡は、もはや買主サイドの中での問題となる。したがって信用状による決済においては、荷為替手形の第一の機能は働く必要がなくなることになる。ただしこの問題において売主、買主が与えられる保護の厚さについていえば、そもそも信用状が、④の取引相手の義務履行の保証の問題に対する、特に売主サイドからの要求に応えるものとして編み出されたシステムであることから、第二、第三のレベルにおいて荷為替手形の第一の機能により解決がはかられる場合と比較すると、信用状の場面においては、当事者の保護は、買主サイドより、売主サイドに厚いものとなっている。つまり、買主サイドは第二、第三のレベルの決済と同じ、リスクの軽減という消極的な保護を得るにとどまり、信用状によって積極的な支払の保証を得る売主サイドのメリットにはおよばない。

## (2) 信用状の第二の機能——手形の流通性促進

信用状においては、④の取引相手の義務履行の保証の問題の解決を、停止条件付引受予約という信用状の性格により果たすという仕組みになっていることから、結局のところ、この問題の解決は、買主サイドによって示された停止条件を売主サイドが満たすかどうかのチェックにかかってくる。この信用状の停止条件に関しては、従来よりいわれている書類取引の原則および独立抽象性の原則が重要な関連をもつ。

### (1) 書類取引の原則および独立抽象性の原則<sup>(17)</sup>

信用状統一規則は、「信用状取引においては、全ての関係当事者は、書類の取引を行うものであって、その書類がかかわる物品、役務および／またはその他の行為の取引を行うものではない(四条)」と規定する。これは、信用状取引は純粹に書類ベースによるものであるとする、いわゆる書類取引の原則である。買主が信用状に記載して示す条

件が充足されたかどうかは、買取銀行および発行銀行が、実務処理において点検し、荷為替手形の買取ないし支払の是非を判断しなければならない。この原則は、その際の判断が、書面上のチェックでのみなされるということを示す。そのため、買主が売主の確実な義務履行を確認するために示す条件は、当該条件を充たした旨の証明が書面の形で呈示されること、また、それらの書面が荷為替手形に添付されること、を要求する形で信用状に記載されることとなる。そして、信用状の条件を充足したかどうかは、あくまでも、信用状で求めている書類が完全な形で添付されているかどうかという基準においてのみ判断されることになる。さらにこの原則により、銀行が信用状条件の充足の有無を判断するために書類の点検を行うにあたっては、それらの書類の表示する内容の真正さについてのチェックもしくよくいとされる（信用状統一規則一五条）。

さらに信用状統一規則においては、信用状はその性質上、売主と買主との契約とは別個の取引であり、銀行はそのような契約とはなんの関係もなく、またそれによりなら拘束されるものではないこと、手形の引受、支払、買取等についての銀行の確約は、発行依頼人と発行銀行または発行依頼人と受益者との関係から生じる発行依頼人の権利または抗弁により影響を受けないこと、受益者は、銀行と銀行との間、または発行依頼人と発行銀行との間に存在する契約関係を援用することはできないことが規定されている（三条 a、b 項）。これが信用状の独立抽象性の原則である。これはつまり、書類取引の原則によって、売主と買主の契約という原因関係と、荷為替手形の買取という手形行為を分離する効果が生じることをいう。つまり、信用状に基づき発行銀行による支払がなされるか否かは、もっぱら、信用状条件と呈示された書類が厳格に一致するか否かに係っており、<sup>(18)</sup> 売主と買主の契約関係を援用することは認められないことになる。

## (2) 手形流通促進の機能

信用状を純粹に書類取引とし、信用状取引と売主と買主との基本取引を切断するという右の原則は、手形がその原因関係から分離した無因証券であるとされる点と類似している。<sup>(9)</sup> 手形はその原因関係から分離されることによって流通性が促進される。そして信用状においても、買主によって付された停止条件、つまり呈示されるべき荷為替手形について言及している条件について、内容を實質的に審査するよりも形式的審査に限定すれば、これらの条件の充足がより得やすくなり、結果として信用状による決済が円滑化し促進されることになる。したがって、信用状の書類取引の原則および独立抽象性の原則は、信用状取引をその基本取引と切断し、信用状に記載されている条件充足の判断を書類の形式的審査のみに限定することによって、売主の振り出した手形の流通性を促進し、信用状による決済の円滑化をはかるものであるといえる。これが信用状の第二の機能である。

## (3) 対立する機能

しかし、信用状の第一の機能のところ述べたように、信用状に買主により付された条件は、まさに売主と買主の基本取引に関する条件である。しかるに、信用状の第二の機能、つまり信用状取引と基本取引とを分離し、信用状条件を形式的に充たすかどうかによって信用状取引の成立の有無を判断し、このことによって、荷為替手形の流通性を促進するという機能は、取引相手の確実な義務履行を保証するという信用状の第一の機能と矛盾する側面をもつことになる。つまり、信用状の二つの機能は対立するものとなっている。しかし結局のところ、手形に対する支払が迅速になされることを目的とした信用状の第二の機能は、これらの対立を、買主の利益、つまり売主の確実な義務履行の保証を求める買主の利益を、ある程度犠牲にした形で解決することを意味している。具体的には買主は、信用状で要

求した書類の不備を理由とする場合にしか、手形の引受ないし支払を拒絶できないことになる。この意味においても、④の取引相手の確実な義務履行の保証の問題を、信用状の場面において解決するという方法は、売主に、より厚い保護を与えるものとなっている。

ただし、この点について従来よく出される例として、荷為替手形に添付されている運送証券や商業送り状に記載されている品と、実際に送られてきた商品とが異なっている場合に、買主は別途損害賠償を求めていかざるをえないというものがあるが、これは、必ずしも信用状取引に限ったものではない。第三のレベルの決済手段である荷為替手形の買取においても、D/P 条件の場合、買主が実際に商品を手にするのは、売主の振り出した手形に支払をしたあとであり、売主の右のような契約違反に対しては、同じように別途損害賠償を求めていくしかない。D/A 条件で、支払がまだなされていない場合においても、買主は、引受によってすでに手形債務をおっており、しかも買取銀行という第三者が関係しているため、やはり、本来ならば支払の義務は免れないであろう（ただし、実際問題として買主が支払わない場合、買取銀行は、自分の取引先である売主に償還請求をして処理してしまうことになるかもしれない）。第二のレベルの決済手段においても、D/P 条件の場合には、やはり同様に、支払ったあとで商品を手にするわけであるから同じことがいえる。ただしこの第二のレベルにおいては、D/A 条件の場合は、手形関係においても売主が直接の相手方となるわけであるから、準拠法の問題も出てくるが、いわゆる直接当事者間における人的抗弁として、売主の契約違反を主張し、支払を拒むことができるであろう。

では具体的に、信用状による決済においては、第三のレベルにおける場合とで、買主の立場にどのような違いがあるのか。これは買主が、手形債務あるいは信用状取引に基づく債務に拘束される前に、自らの手で、船積書類を基本取引に基づいてチェックできるかどうかという点にかかっていると思われる。実際問題として、売主との間の契約内容

をすべて信用状条件に挙げることは不可能であり、信用状取引においては、そのように簡略化された信用状条件により、売主側の確実な義務履行がなされたと認めることを強いられる点が、買主にとってやはり不利であるといえよう。

## 2 書類ベースの取引への質的な変化

以上が、書類取引の原則と独立抽象性の原則、つまり信用状の第二の機能が、売主と買主に与える影響である。従来は、これらの二つの原則については、右にみたように売主と買主、特に買主への影響が注目されてきたように思われる。ではこれらの原則は、第三の当事者である買取銀行にはどのような影響を与えるのか、買取銀行が信用状に求める、買取の際のリスク回避という観点から、この問題を考えてみたい。<sup>(2)</sup>

### (1) 荷為替手形の第三の機能

右の書類取引の原則と独立抽象性の原則を、信用状に添付された荷為替手形の機能という観点からみると、これらの原則は荷為替手形に、信用状なしの決済の場合とは異なる新しい機能をもたせていることがわかる。つまり、これらの原則により、信用状条件の充足の有無の判断は、呈示された荷為替手形の形式的審査のみによってなされるとされることから、信用状取引における荷為替手形は、信用状条件を形式的にみたしているという証拠書類として機能することになるわけである。またさらに、荷為替手形は信用状条件を充たしてさえいれば、売主と買主の基本取引の実体を反映する必要さえもないことになる。つまり荷為替手形は信用状条件を形式的に充たしていることが、必要条件でありかつ十分条件となる。これが荷為替手形の第三の機能である。

## (2) 荷為替手形の第三の機能と第二の機能

この荷為替手形の第三の機能によって、買取銀行は発行銀行の引受を確保し、買取の際のリスクを回避するわけである。ところで、この第三の機能が、売主と買主との基本取引の実体を反映しない可能性があることから、時に買主に不利益を与えることは先に述べたとおりである。しかし他方で、この売主と買主の基本取引の実体は、荷為替手形の第二の機能である担保機能の基盤ともなっている。したがって、この第三の機能は、買取銀行が買取に際してのリスクの軽減を依拠している、第二の機能にも矛盾する可能性を有することになる。そこで、買取銀行にとって荷為替手形の第二の機能と第三の機能がどのような関係にあるのが問題となる。先に、信用状を、買取銀行のリスクの回避のため、荷為替手形の第二の機能を「補助」する手段として、輸出手形保険に代わるオプションとして位置づけたが、この問題は、信用状がどのようにして荷為替手形の第二の機能を「補助」するかという問題でもある。ちなみに、輸出手形保険は、買取銀行が担保権を行使し、回収努力をする事を義務づけており、したがって第三のレベルの荷為替手形の買取においては、買取銀行のリスク回避にあたってはまず第一に担保機能が働き、保険は第二の手段としてまさに「補助」する構造になっているわけである。ところで従来、信用状については、「信用状は、手形の人的信用に運送証券の物的信用を加え、さらに銀行の人的信用を加えたものである」と説明されてきたが、これも実はこの問題についての説明であると思われる。手形の振出人たる売主の人的信用に「運送証券の物的信用を加え」という説明は、まさに担保機能をいうものであるが、この見解によれば、ここにさらに「銀行の人的信用を加える」ということになるのであるから、買取銀行の買取に際し、物的信用を与える荷為替手形の第二の機能と、発行銀行の人的信用を与える第三の機能は、それぞれ独自に存在し、両立するということになるか。しかし、矛盾する可能性のある二つの機能はどのように両立するのであろうか。

たしかに、銀行が買取をするにあたっての担保という立場からみれば、形式的に信用状条件を充たしている荷為替手形が、たとえ売主と買主の基本取引の実体を反映しなくとも、つまり、たとえ売主が買主の注文通りの商品を送らなかつたとしても（例えばサイズ違いなど）、当該荷為替手形が、買取に見合うだけの商品価値を有してさえいればかまわないことになる。すなわち、第三の機能が買主に対して不利益を与える場合が、必ずしも買取銀行にとつて、担保機能がなくなることを意味するわけではない。その限りにおいては、第三の機能と第二の機能は両立し得ることになる。しかし、これは単に、まず第三の機能の成立があつてはじめて、第二の機能との両立がありうるということにすぎない。なぜなら、書類取引の原則と独立抽象性の原則は、当然に買取銀行をも拘束するからである。したがつてこれが逆に、荷為替手形が売主と買主の基本取引を反映し、第二の機能を備えていたとしても、信用状条件に形式的に合致せず、第三の機能を備えていなければ、買取銀行は、発行銀行による引受は得られない。そこで買取銀行が、第二の機能のみでは買取のリスク回避には不十分であるとし、そのリスク回避を信用状にも依拠しようとするのであれば、買取銀行は必然的に、荷為替手形の第三の機能を第二の機能に優先させることになる。

このようにみると、先に述べた信用状の位置づけ、つまり、買取銀行が買取に際して負うリスクの回避のための、荷為替手形の第二の機能の補助手段という位置づけがここで変化していることになる。つまり、信用状取引においては、買取銀行のリスク回避の手段としては、荷為替手形の第二の機能である担保機能よりも、信用状すなわち発行銀行の引受予約の方が優先させられているということである。すなわち、買取銀行は、リスク回避の手段として、まず第一にこれを発行銀行の引受に求めるということになる。

(3) 人的信用優先——信用状のクリーン化



信用状取引における右の構造のもとでは、買取銀行にとっては、発行銀行の信用力がしっかりしたものであれば、荷為替手形の担保機能の必要性は低くなる。さらにいえば、発行銀行によって得られる人的信用が万全なものであれば、単に荷為替手形の第三の機能を第二の機能に優先させるというのではなく、第三の機能のみで第二の機能はもはや不要となる。これは、信用状のクリーン化へとつながることになる。具体的にいえば、荷為替手形が、本来、実質的には担保機能を備えなくとも、信用状条件に合致した書類が組まれていれば、手形の買取が可能になるということである。例えば、通常は複数通発行される船荷証券の、全通の呈示が信用状においては要求されず、そのうちの一通ないし二通が買主へ直送される場合がある。<sup>(23)</sup> 船荷証券は一通のみでも荷物の受取が可能であるため、この場合、荷為替手形は、買取銀行にとつての担保機能を備えないことになる。<sup>(24)</sup> このような信用状は荷落信用状あるいはクリーン信用状と呼ばれるが、この場合においても銀行による手形の買取は、信用状条件に合致していれば可能になるわけであり、現に実務上買取はなされている。また、運送手段に航空便や郵送が利用される場合、運送書類として航空貨物運送状 (Air Waybill; Airway Bill; AWB) や、郵便小包受領書 (Post Receipt) が発行されるが、これらは有価証券ではなくて単なる受領証にすぎず、また荷受人を明示した記名式となっているため、荷受人はこれらの書類と引換でなくとも、荷物を受け取ることができる仕組みになっている。<sup>(25)</sup> 通常、この荷受人には発行銀行あるいは買主<sup>(26)</sup> となる。買主が荷受人になる場合はむしろのこと、たとえ発行銀行が荷受人になつたとしても、これは発行銀行にとつての担保確保となるにすぎず、これらの書類を添付した荷為替手形もやはり、買取銀行にとつては担保機能を備えないことになる。したがつてこのような信用状は、実質的にはクリーン信用状と変わりはない。しかし実務においてはこのような信用状、特に航空貨物運送状を要求する信用状は、頻繁に利用され、買取が行われている。このようなクリーン信用状は、必ずしも例外的なものではなく、むしろ時代の進歩と共に増加傾向にある。例えば、近年、船積書類の電

子化への動きの中で、船荷証券が有価証券であることから、かえって、電子化の際に、貨物に関する権利移転のメッセージ処理を伴わねばならないという実務負担を生じるとして、有価証券でないシー・ウェイビル（海上運送状：Sea Waybill；SWB）が、注目されているという事実もある<sup>(27)</sup>。一九九三年改訂版の信用状統一規則においても、二四条にシー・ウェイビルの規定を新しく設けており<sup>(28)</sup>、シー・ウェイビルを要求する信用状は、現在での利用は少ないものの、将来的に利用が増えることが予想される。このようなクリーン信用状の流通は、時代の進歩にともなう運送手段の多様化や、そのような運送手段を利用する当事者の取引上の要望に対応する点において、売主、買主にとってメリットをもたらすものである。

このようなクリーン信用状の買取が行われている事実は、買取銀行が荷為替手形の第二の機能に依拠する度合いが、きわめて低くなっているととらえなければ説明できない。これはつまり、信用状による決済においては、先の荷為替手形の第一の機能と同様に、第二の機能もまた、働きを求められないものとなっていることを意味する。手形がその原因関係から分離されてもなお流通するのは、振出人および引受人等の人的信用によるためであるが、同様に、信用状付荷為替手形の買取を、基本取引を基盤とする荷為替手形の担保機能に依拠せずとも可能にしているのは、信用状発行、つまり売主の振り出した手形の引受予約をした発行銀行の信用力によるためである。ここで、先の信用状についての、物的信用と人的信用とが合わさったものという従来の説明を検討すれば、むしろ、第三のレベルの荷為替手形の買取において作用していた物的信用が、信用状においては人的信用に質的に変化しているのとらえるのが、実情にあっているのではないかと考える。

### 3 支払条件付手形

以上述べてきたことを順にまとめれば、①信用状が発行銀行の引受予約の性格を有すること、②信用状付き荷為替手形が発行銀行の引受済み手形の意味をもつこと、③信用状取引が基本取引と分離されること、④信用状付き荷為替手形は荷為替手形の担保機能に依拠せずとも買取が可能なこと、の四点となる。このことから「信用状付き荷為替手形」の取引に付いては、手形関係を参考に、その異同に留意しつつ考察していけばよいと考えられる。ただし、その際に注意すべき点は、信用状においては停止条件が付されており、これが無条件を原則とする手形の場合とは異なるということである。右にらって列挙すれば、⑤信用状付き荷為替手形は支払（引受）条件付き手形であること、となる。信用状取引をめぐってのトラブルのかたりのケースは、この点に関して生じている。この条件の充足の有無の判断によって、時に買主が不利になる場合があるのは、先に述べたとおりである。また、これとは逆に、信用状の第一、第二の二つの機能によって売主より不利な立場におかれている買主サイドが、この条件を逆手にとり、書類の些細な不備を理由に荷為替手形の支払を拒否してきた場合、信用状取引が基本取引と分離されていることが裏目にて、売主は、契約通りに商品を送付していたとしても、買主の義務不履行を主張し得ないことになる。<sup>(30)</sup>このようなトラブルは、結局のところ、信用状付き荷為替手形が支払条件付き手形であるという、そもそもの構造的欠陥が原因となるものである。したがって、個々のトラブルの判断にあたっては、そのあたりを認識した上での判断が求められよう。

## 五 国際取引における信用状の役割

以上が、信用状の概観である。では、売主および買主の当事者からみた場合、第三のレベルの荷為替手形の買取の手段と比べて、信用状の決済手段としての意義はどこにあるのか。これは結局、当事者が、支払時期についての自分

達の相反する利益を調節するために欠かせない、買取銀行による買取を成立させる手段として、信用状を選ぶか、輸出形保険を選ぶかということになる。従来信用状は、まさに「受益者」としての売主に有利な手段とされてきた。確かに信用状の第一の機能は、売主に、積極的に買主サイドの支払の保証が得られるというメリットをもたらす。しかし右に述べた信用状の構造的欠陥から、信用状条件の充足の有無の判断によっては、売主は、契約通り履行しているにもかかわらず支払を拒否される可能性もある。これに対し第三のレベルの決済手段において輸出形保険を利用すれば、振出人に対する遡求制限制度があるため、売主に帰責事由がなければ、売主は保険金相当額（八二・五%のカバー）については償還請求されないことになり、<sup>(32)</sup>こちらの方が売主にとって有利といえなくもない。また、航空貨物運送状等の有価証券でない運送書類の添付された荷為替手形についても、荷受人を取立銀行とする条件のもとに、輸出保険制度の利用が可能とされるため、実務上は、その条件のもとで、当事者が第三のレベルの決済手段を利用することを認めている。<sup>(33)</sup>したがってこの点についても、二つの決済手段のいずれもさほど変わりはないということになる。このように、必ずしも信用状取引が売主にとって有利とはいえない面が指摘できる。ただし、コストについては、輸出形保険の保険料は売主が負担し、信用状開設費用は買主の負担となるという違いはある。

以上をまとめれば、結局この問題は、売主の立場からみれば、買主のコスト負担で信用状を開設させ、支払保証を確保し、そのかわり、信用状の構造上の欠陥によるリスクを負担するという方法をとるか、あるいは、自らのコスト負担で輸出形保険を利用し、支払保証は得られないものの、契約上の義務を履行しさえすれば、償還請求はされない（ただし八二・五%まで）という方法をとるかの選択となる（買主にとってはこの逆となる）。このようにみると、銀行の関与のレベルによる決済手段の、第一のレベルから第二のレベルへの変化、および第二のレベルから第三のレベルへの変化と比べて、第三のレベルと第四のレベルの決済手段の間には、「レベル」的な差というほどのものはない。

いのではないかと思われる。

## 六 おわりに

以上、当事者が選択するいくつかの決済手段のなかのひとつとしての信用状、という観点に立って、信用状の機能について考察してきた。その視点の中で見えてきたものもいくつかあったのではないかと思われる。本稿で論じたのはほんのアウトラインにすぎず、法的な肉付けは、まだまだなされていないが、それは別稿に譲りたい。

- (1) 以下では取消不能信用状を前提とする。
- (2) 各決済手段の仕組みについて詳しくは、松岡編『現代国際取引法講義(岡野)』八五頁以下参照。また、絹巻『国際取引法入門』一六五頁以下も、実務に即して明解な説明がなされている。
- (3) 山田・佐野『国際取引法』一五三頁。
- (4) 鈴木『手形法・小切手法(新版)』六一頁。
- (5) 高桑・江頭『国際取引法(第二版)』(飯田)二二三頁、絹巻前掲注(2)一六九頁。
- (6) この引渡条件は、手形の支払条件とは別個に付されるものである。詳しくは絹巻前掲注(2)一七一頁。
- (7) 鈴木前掲注(4)三六四頁。
- (8) 飯田前掲注(5)二二三頁、鈴木前掲注(4)六〇頁、絹巻前掲注(2)一六九頁は、貨物の引渡と対価の支払が同時履行の関係におかれるD/Pの場合のみの利点を強調するが、貨物の引渡と引受とが同時履行になるD/Aにおいても、買主は手形債務を負うわけであるから、それなりのメリットはあると考える。
- (9) 飯田前掲注(5)二二六頁。
- (10) 鈴木前掲注(4)五五、五六頁。
- (11) 山口『新銀行法律実務講座4外国為替(三訂版)』一四六頁。

- (12) 銀行による荷為替手形の買取の法的性質については、消費貸借説と手形売買説とがあるが(山口前掲一四六頁、飯田前掲注(5)(二二七頁等)、ここではそれには立ち入らない。いずれにせよ銀行にとっては、実質的に売主への一種の金融にあたるという意味である。なお、後述する第四のレベルの決済手段、すなわち、信用状発行銀行が新たに関与する「信用状付荷為替手形の買取」も同様に「売主」に対する与信となるのかどうかについては争いがある。長久保「信用状取引における特約にもとづく買取銀行の償還請求」手形研究四五号一八頁、同「信用状取引における特約にもとづく買取銀行の償還請求」の補足説明等「手形研究四六三号一六頁、飯田「信用状発行銀行に対する買取銀行の補償請求の不確実性と買取に關する約定の意義(上)(下)」金融法務事情一二七号一五頁、一二七八号二八頁、神田「信用状付荷為替手形の買取銀行の買取依頼人に対する買戻請求の可否および遅延損害金の起算日等」金融法務事情一三〇四号一五頁。
- (13) 東京銀行調査部編『外国為替読本(第二版)』九二頁、一七八頁。
- (14) 飯田前掲注(5)二二六頁、絹卷前掲注(2)一七二頁、長久保「輸出手形保険制度と買戻約定——外国向為替手形の買戻請求権」金融法務事情一三二三号一頁以下。
- (15) 以下、信用状の機能については、岡野前掲(2)九五頁以下参照。なお、以下では自由買取信用状(General credit; Open credit)を前提とする。
- (16) 飯田前掲注(5)二二八頁。
- (17) これらの原則については、飯田前掲注(5)二四二〜二四四頁参照。なお、信用状統一規則と準拠法との関係について高桑「国際取引に関する統一私法と国際私法」法学論叢一三六卷四・五・六号七五頁以下、特に八四頁以下参照。
- (18) ここを特にとりあげて、信用状厳格一致の法則ということもある。山田・佐野前掲注(3)一六四頁、岡野前掲注(2)九九頁。
- (19) 中村「商業信用状取引」『現代契約法大系9』一九四頁。
- (20) 石黒「金融取引と国際訴訟」一〇五頁、桐谷「新信用状論」銀行法務21五〇九号一五頁等。
- (21) 石黒前掲注(20)は、この点の問題を指摘している。
- (22) 鈴木前掲注(4)六〇頁、竹田「手形法・小切手法」一〇頁。
- (23) 東京銀行「貿易と信用状」一六〇頁。石黒前掲注(20)一〇六頁。外為実務研究会「船荷証券直送を条件とする信用状を

めぐる問題」金融法務事情九五四号七頁。

- (24) 東京銀行前掲。  
 (25) 東京銀行前掲注(23)一六四頁。東京銀行編前掲注(13)一〇八頁。  
 (26) 東京銀行前掲注(23)一六四頁。東京銀行編前掲注(13)一〇八頁。桐谷「新しく規定された“sea waybill”とは、どのようなものか」手形研究四八六号六九頁。  
 (27) 桐谷前掲注(11)一四頁、同「シー・ウェイビルへの期待」手形研究四八四号四頁以下、同前掲注(26)六八頁。  
 (28) 高安「運送書類に関する規定」手形研究四八六号三二頁。  
 (29) 坪田判評二二五号(判時八六二号)三八頁は、このうちの特に③を重視して、信用状は有価証券であるとする。  
 (30) 従来より指摘されている問題である。東京銀行編前掲注(13)一九〇頁、絹巻前掲注(2)一八四頁等。  
 (31) (貿易保険法五条の一〇第一項)、飯田前掲注(5)二二六頁、ただし東京地判平四・二・一七金法一三二八号二七頁は、輸出手形保険の保険金を受領した買取銀行が、なおかつ、銀行取引約定書および外国向為替手形取引約定書の買戻約定に基づいて、手形金額相当金等を求めることを認めている。なお長久保前掲注(14)は、この判決は輸出手形保険制度の主旨に反するとして批判している。
- (32) 桐谷前掲注(26)六九頁、同前掲注(27)八頁、東京銀行編前掲注(13)一〇八頁。第三(および第二の)レベルの決済手段においては、前述したように、取立銀行は売主の履行補助者つまり売主サイドとなるため、荷受人を取立銀行とすることによって、買取銀行は担保確保が可能となるからである。